

発 言 通 告 書

| | |
|---------|--------------------------------|
| 発言者氏名 | 大村洋子 |
| 発言の会議 | 令和4年 9月14日 本会議 |
| 発言の種類 | 質 疑、一般質問、 緊急質問 、討 論、その他 |
| 質疑等の方式 | 一 括、 一問一答 |
| 答弁を求める者 | 市 長 |

【件名及び発言の要旨】

Ⅰ 米海軍横須賀基地からのPFOS等（有機フッ素化合物）の流出について

昨日9月12日防衛省南関東防衛局長らの本市来訪があり、米側が7月6日に行った排水処理施設内における2度目のサンプリングの分析結果の報告が行われた。市長と南関東防衛局長は意見交換し、その際、市長から質問や要望が出された。また、在日米海軍司令官とのビデオ会議においても意見交換し要望を行っている。

市長は8月29日の私の一般質問において本市独自の周辺海域や漁場周辺での調査委託の実施を表明し、それは既に9月7日に行われ、結果分析を待っているところである。PFOS等の流出は市民の健康やなりわいに影響を及ぼしかねない重大事案であり本市は緊張感をもって対応しなければならない。

昨日出された「第3報」には新たな事実もあり現時点での市長のお考えをしっかりと伺っておく必要が生じたことから緊急質問を行う。

- (1) 7月6日に行われた2度目のサンプリングにおいては米海軍基地内の居住地からの排水が流れ込む系統の排水に含まれるPFOSとPFOAの合算値は排水施設の入口で15ng/L、海に排出する出口で112ng/L。産業排水では入口で17ng/L、出口では

93ng/L。1回目のサンプリングよりも数値は悪化している。この結果について市長の御所見を伺う。

- (2) 南関東防衛局は6月30日の周辺海域の海水分析についてP F O SとP F O Aの合算値を1.7ng/Lまたは1.8ng/Lであり環境省の定める水環境中の指針値(暫定)である50ng/Lを下回っているとしている。市長は市民の健康や海への影響について、国から安全だというお墨つきがあったとの認識でよろしいかと聞き、これに対して、南関東防衛局長は「当該指針値(暫定)についてはP F O S等を含有した飲料水及び魚介類等の食品の摂取による人の健康への影響を想定しており、人が生涯にわたり連続的に接種をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分に考慮して設定しているものと承知しております。その上で、周辺海域においては、指針値(暫定)に比べて著しく低い値となっているところです。」と答えている。しかし、8月29日の一般質問の一问一答でも申し上げたとおり、米本国では今年6月にガイドラインが変わり、P F O Sは0.02ng/L、P F O Aは0.004ng/L、合算すると0.024ng/Lであり、日本の50ng/Lと比べると2,000倍以上厳しい基準となっている。この事実を直視すれば、到底楽観はできないはずである。市長の御所見を伺う。
- (3) 米海軍基地の排水施設の入口と出口でこれほど数値に差異があるということは排水施設に何らかの不備があるのではないかと推察できる。この施設に対して現在、米側はどのような評価を持っていると説明を受けているか。
- (4) 市長は排水を止めることはできないのかと南関東防衛局長に質問し、それは困難であるとの回答を得ている。他方、在日米海軍司令官は汚泥除去を行い、その後、8月29日にサンプリングを実施している。また、粒状活性炭を使用したフィルターを近いうちに設置すると述べている。しかし、このような対症療法的な対策を重ねても根本的な解決にはならない。時間ばかりがいたずらに過ぎていく。日本共産党市議団は、9月9日に本格的な調査を国に求めることを文書として市長に要望した。事は当初の見込みを上回り相当深刻である。外務省、防衛省、環境省等ありとあらゆる知見と技術を集めて対応するべきと思うが、市長の御所見を伺う。

- (5) 8月29日の一般質問において私は「立ち入り調査」について言及した。日米地位協定の環境補足協定の評価も含め、現時点での市長のお考えを伺う。もし、環境補足協定等の壁によって、調査が進まず、「待ち」の姿勢を強いられるのならば、該当箇所の改定を国に求めるべきではないか。併せて市長の御所見を伺う。
- (6) 現在行われている、本市の調査委託、米側のサンプリング等結果や分析・解析が分かり次第、できるだけ詳細に早急に市民と議会に報告をしていただきたいと思うがいかがか。